

函館市業務委託最低制限価格制度実施要領
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 (略)</p> <p>(対象業務)</p> <p>第2条 最低制限価格を設ける対象業務は、予定価格が<u>50万円</u>を超える次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(対象業務)</p> <p>第2条 最低制限価格を設ける対象業務は、予定価格が<u>100万円</u>を超える次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年10月1日から施行する。</u></p>